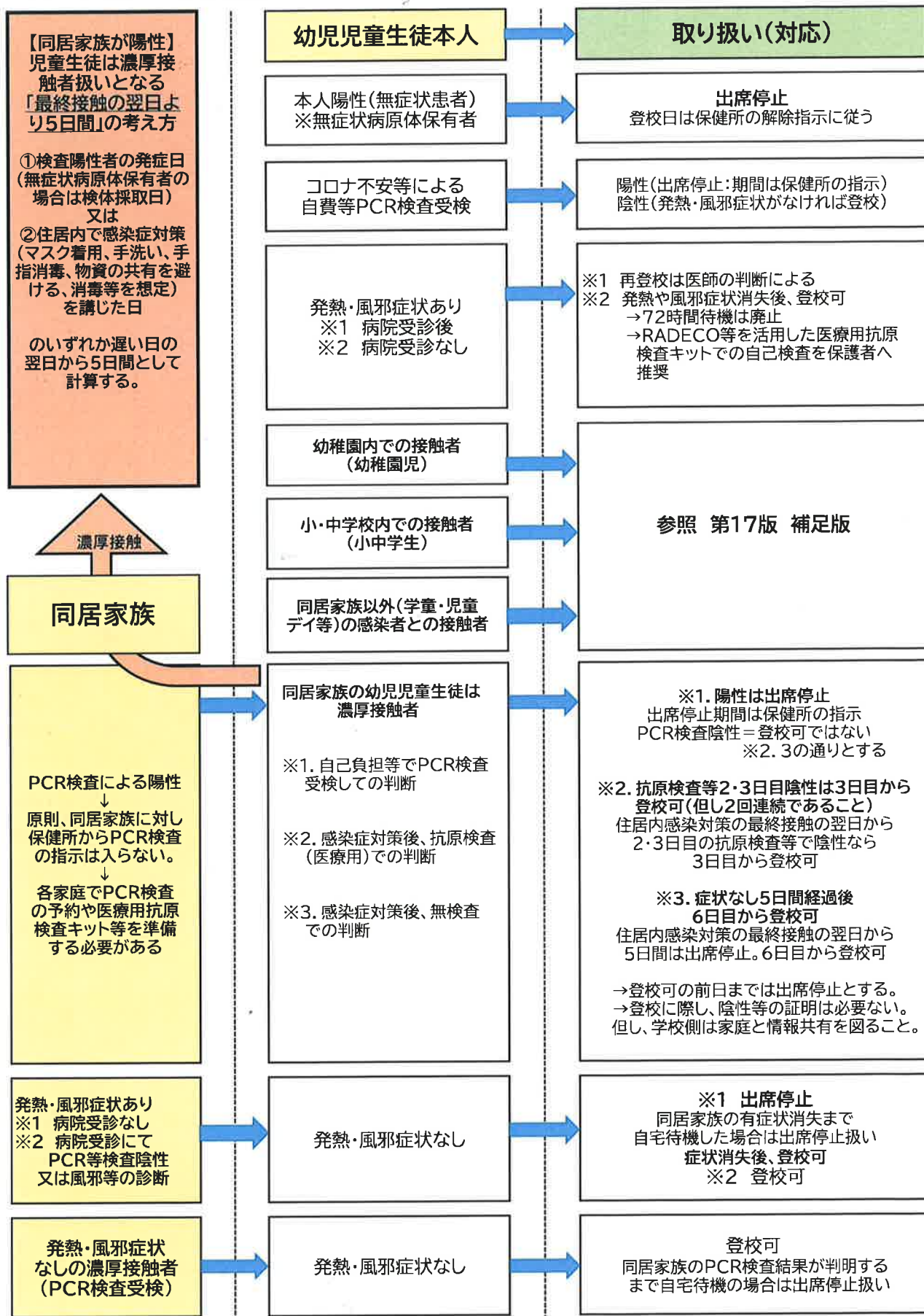


新型コロナウイルス感染症関連で欠席した場合の取り扱いについて

令和4年12月15日 西原町教育委員会(第17版) 町のレベル2(家庭・学校での検温実施)

新型コロナ感染症関連で学校を欠席した場合の取り扱いを以下のとおりとします。ご家庭において判断が困難な場合は、各学校にご相談ください。



◎子どものマスクの着用について（厚生労働省、文部科学省資料より抜粋）

就学児について

（小学校から高校段階）



マスク着用の必要がない場面

屋外

- ・人との距離が確保できる場合
- ・人との距離が確保できなくても、会話をほとんど行わないような場合

＜例＞離れて行う運動や移動、

鬼ごっこなど密にならない外遊び

＜例＞屋外で行う教育活動（自然観察・写生活動等）

屋内

- ・人との距離が確保でき、会話をほとんど行わないような場合

＜例＞個人で行う読書や調べたり考えたりする学習

学校生活

屋外の運動場に限らず、

プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業や運動部活動、登下校の際

※運動部活動において接触を伴う活動を行う場合には、各競技団体が作成するガイドライン等を確認しましょう
※活動中以外の練習場所や更衣室等、食事（給食）や集団での移動を行う場合は、状況に応じて、マスク着用を含めた感染対策を徹底しましょう。

【給食時の会話について】

- 給食時間中の座席の方向は一定方向等を維持し、マスクを外しての会話を奨励する。
- 給食時間中の換気は原則二方向とし、必要に応じてサーキュレーター等で換気を行う。
- 換気等による寒さ対策として、小学校での長ズボン着用や中学校でのひざ掛け等の使用により体調管理を行うこと。
- 給食時の会話において、突然のくしゃみや咳、大声を抑えるなどマナー指導を行うこと。
- 給食前後に限らず各自、手洗い・うがい・口をゆすぐ等の感染症予防対策を行うこと。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について

（沖縄県教育委員会 令和4年11月30日）

- 接種を希望する全ての対象者が年内に接種を完了するように呼びかけを行うに変更
- 飲食の場面における感染対策について、「飲食はなるべく少人数で黙食を基本とし、会話をする際にはマスク着用を徹底すること」は削除
- 検査による感染拡大防止の強化を図ることは現実的でないとして保育PCR検査終了

「オミクロン株対応ワクチンの接種に関する児童生徒や保護者への情報提供について」

（沖縄県教育委員会 令和4年11月25日）

- オミクロン株対応ワクチンの接種について、初回接種（1・2回目接種）を完了した12歳以上の全ての者が接種対象となっており、小学校第6学年の一部の児童及び中学校以上の全ての生徒が対象である。
- 全てのワクチン接種は強制ではなく、本人や保護者の判断が尊重される。
- 医学的見地を必要とする問い合わせは、「沖縄県新型コロナウイルスワクチン専門相談コールセンター」をご利用下さい。

西原町立幼小中学校（幼稚園対象の「保育PCR検査」は終了し「RADECO」に移行となります）

同居家族以外（同一学級・学年、部活、塾、学童、スポーツクラブ、学校外友人との接触等）の感染者と接触した者の対応について

